

製造業・労務トラブル予防チェックリスト　いくつ「はい」と言えますか？

- ☐ 全従業員と雇用契約書（労働条件通知書）を取り交わしている（2024 年改正の明示事項に対応済み）
 - ☐ 就業規則に競業避止・秘密保持の条項がある
 - ☐ 問題行動への注意指導を、日付入りの記録で残している
 - ☐ パワハラ相談窓口を設置し、従業員に周知している
 - ☐ 始業前の段取り・清掃を含む労働時間を、客観的な方法で記録している
 - ☐ 固定残業代は「金額・時間数の明示」と「不足分の差額精算」の要件を満たしている
 - ☐ 有期契約社員の更新手続と更新上限の明示を、書面で行っている
 - ☐ 構内請負の作業員に、自社の社員が直接作業指示を出していない
 - ☐ 機械の安全カバー・安全教育の実施記録が整っている
 - ☐ 退職者から秘密保持の誓約書を取得する運用がある
 - ☐ 労働審判・団体交渉の申入れが届いたときの初動（即日、弁護士へ連絡）を決めている
 - ☐ 困ったときにすぐ相談できる弁護士がいる
- （チェックが付かない項目が 3 つ以上あれば、トラブルの火種が既に埋まっている状態です。）